

資料編

- 1 関係する計画・指針等
- 2 関連用語解説

1 関係する計画・指針等

計画名・指針名	所管部
国土利用計画（北海道計画）	総合政策部
北海道土地利用基本計画	総合政策部
北海道山村振興基本方針	総合政策部
北海道離島振興計画	総合政策部
北海道過疎地域自立促進方針	総合政策部
北海道環境基本計画	環境生活部
北海道空き缶等の散乱防止に関する基本方針	環境生活部
北海道海岸漂着物対策推進計画	環境生活部
北海道生物多様性保全計画	環境生活部
北海道自然環境保全指針	環境生活部
自然公園公園計画（各公園ごと）	環境生活部
知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画	環境生活部
北海道環境教育等行動計画	環境生活部
北海道文化振興指針	環境生活部
北海道観光のくにつくり行動計画	経済部
北海道グリーンツーリズム展開指針	経済部
北海道アウトドア活動振興推進計画	経済部
北海道地域商業活性化方針	経済部
北海道地域貢献活動指針	経済部
北海道農業・農村振興推進計画	農政部
北海道農業農村整備推進方針	農政部
北海道農業振興地域整備基本方針	農政部
北海道農業農村整備環境配慮指針	農政部
農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	農政部
北海道水産業・漁村振興推進計画	水産林務部

計画名・指針名	所管部
北海道森林づくり基本計画	水産林務部
北海道教育推進計画	教 育 庁
北海道景観計画	建 設 部
北海道公共事業景観形成指針	建 設 部
羊蹄山麓広域景観づくり指針	建 設 部
羊蹄山麓景観広告ガイドライン	建 設 部
新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン	建 設 部
北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン	建 設 部
北海道都市計画マスタープラン	建 設 部
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	建 設 部
コンパクトなまちづくりに向けた基本方針	建 設 部
北海道みどりの基本方針	建 設 部
北の住まいるタウン	建 設 部
北海道住生活基本計画	建 設 部
北海道の川づくり基本計画	建 設 部
河川整備基本方針	建 設 部
河川整備計画	建 設 部
海岸保全基本計画	建 設 部
公共土木施設の維持管理基本方針	建 設 部
空き家等対策に関する取組方針	建 設 部

2 関連用語解説

あ	<p>【オープンガーデン】 個人の庭などを一定期間人々に公開すること。1920年代に英国ではじまった。北海道では平成15年より恵庭市、岩見沢市等を中心にオープンガーデンの取り組みがはじまり、全道各地に広がっている。</p>
か	<p><small>きな</small> 【生成りの景観】 地域の自然や歴史、文化、営み等が織り重なって生まれた地域固有の風景を、「手を加えない」、「そのまま」、「飾らない」景観のこと。</p> <p>【グリーンツーリズム】 ファームイン、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。</p> <p>【景観協議会】 景観行政団体※、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構※により組織された協議会で、景観計画区域における良好な景観の形成のために必要な協議を行う。協議会には必要に応じて、関係行政機関、観光、商工、農林漁業、公益事業者、住民等を加えることができる。</p> <p>【景観行政団体】 景観法※で定められた景観行政を担う主体。道内の市町村で景観法※の景観行政団体になっているのは、法定景観行政団体である札幌市、旭川市及び函館市のほか、道との協議を経て景観行政団体となった小樽市、釧路市、北見市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町、栗山町、東神楽町及び中標津町の17市町村である(平成30年4月1日時点)</p> <p>【景観協定】 景観計画区域内の一団の土地の所有者及び借地権者全員(借地権の目的となっている土地の所有者は除く)の合意のもとに締結される当該区域における良好な景観の形成に関する協定のこと。建築物の形態意匠に関する基準や、樹林地等の保全または緑化に関することなどの他、家の前に花を飾る等のルールやまちの清掃等に関することまで幅広く定めることができる。</p> <p>【景観重要公共施設】 道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設(特定公共施設)</p>

か	<p>のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたもの。 <u>北海道景観計画</u>※においては、羊蹄山麓広域景観形成推進地域における景観上重要な道路、河川を定めている。</p> <p>【景観整備機構】 公益法人または特定非営利活動法人(NPO 法人)で、景観行政団体の長から指定された団体。良好な景観の形成に関する活動を支援し、良好な景観の形成に関する調査研究などを行うことが期待される。</p> <p>【景観法】 日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律(国土交通省所管、環境省等共管)。日本初の景観に関する総合的な法律として2004年6月に制定(施行は12月)された。 景観法では、 (1)良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務 (2)景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制 (3)景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全 (4)景観重要公共施設の景観計画に即した整備 (5)景観地区の指定等都市計画との調整 (6)景観協定※、景観整備機構※等の仕組み、 などが規定されている。 なお、同法の制定と同時に、関連法の整備・改正が行なわれた(景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律)。これらを総称して、景観緑三法という。</p> <p>【広域景観形成推進地域】 北海道景観条例(北海道条例第56号)第13条の規定により、複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる景観づくりを推進する必要があると知事が認め、指定する地域。</p>
さ	<p>【史跡、名勝、天然記念物など】 景観に関する文化財としては、建造物などの有形文化財、有形の民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、文化的景観、伝統的建造物群があり、各文化財の内容に応じて国又は地方公共団体によって指定、選定又は登録されているものがある。</p> <p>【食のブランド・北海道】 安全性と品質に徹底してこだわる食づくりを進め、すべての消費者から信頼され、世界に通用するブランド力をもった道産食品を供給する北海道となること。</p>

さ	<p>【持続可能な開発目標(SDGs)】</p> <p>SDGs(Sustainable Development Goals)は、2015年9月に国連で採択された、先進国を含む国際社会全体の2030年までの開発目標で、17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲット(測定可能な行動目標)から構成されています。</p> <p>「北海道景観形成ビジョン」は、「ゴール11:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」の達成に資するものです。</p>
た	<p>【地域の良好な景観資源】</p> <p>山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等のうち、良好な景観を形成する上で重要な役割を果たすものとして、景勝地の主要な見どころや地域のシンボルとして紹介され、地域で認められているもののこと。</p> <p>良好な景観を形成する重要な役割を果たしているものには、自然的なものでは地域のランドマークとなる山並み、整然と耕作された農地など、また、人工的なものでは文化財、産業遺産、寺社仏閣、史跡、歴史的建造物及び各種表彰を受けた建築物などがある。</p> <p>【地産地消】</p> <p>地域で生産されたものを地域で消費すること。地域の資源を地域で消費することによって、地域内の経済循環を高め、生産者と消費者がしっかりと向き合いながら地域経済の活性化に取り組んでいくことが期待される。</p> <p>道内各地において、生産者による新鮮な地場製品の直売や生産者等と消費者の交流活動など、多様な取り組みが展開されている。</p>
は	<p>【ビューポイント】</p> <p>風景や対象物をよく眺めることができる場所。展望地。視点場。小高い山や丘の上にある公園や展望台、見渡したり見上げたりすることができる道路沿いのパーキングや遊歩道沿いの広場などがある。</p> <p>【フットパス】</p> <p>遊歩道。自然の中などを散策できるように整備された歩道のこと。イギリスで発祥した「歩くことを楽しむための道」のこと。</p> <p>【フラワーマスター認定制度】</p> <p>花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する技術・知識を持ち、花のまちづくりのリーダーとして積極的に指導・助言できる方を、道がフラワーマスターとして認定する制度のこと。道独自の取り組みとして、平成5年からスタートしている。</p> <p>フラワーマスターは、花のまちづくりのボランティアリーダーとして活躍することが期待される。</p>

は	<p>【北海道遺産】 道内の歴史的建造物、自然など、次の世代に引き継ぎたい北海道民全体の宝物として、北海道遺産協議会が、現在 67 件選定している。景観に係るものが多く含まれており、これらの遺産を守り、育て、活用しながら、地域の活性化に繋げていく運動が展開されている。</p> <p>【北海道景観計画】 景観行政団体である北海道が、景観法の手続きに従って定めた「良好な景観の形成に関する計画」のこと。 平成 20 年 6 月に策定した「北海道景観計画」では、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 景観計画の区域 (2) 良好な景観の形成に関する方針 (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 (5) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (6) 景観重要公共施設の整備に関する事項 (7) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 <p>を定めている。</p> <p>【北海道公共事業景観形成指針】 北海道景観条例に基づき、道が実施する公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めたもの。平成 15 年 6 月に策定。 当該指針では、事業別(施設別)に、道路、橋梁、河川・水路、ダム、砂防・治山、港湾・漁港、空港、海岸、公園・緑地、公共建築物等、農地、森林に分けて、自然や周辺景観との調和、地域のシンボル性や地域に親しまれる意匠などに配慮することを定めている。</p>
ま	<p>【マリンツーリズム】 漁村地域を訪れ、海や渚、漁村生活や文化に身近にふれながら、地域の人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。</p>
ら	<p>【良好な広告景観形成のための地域指定】 良好な広告景観の形成を図るため、地域の景観と屋外広告物の調和を図るための取組が行われている地域又は行おうとしている地域を知事が指定する制度。 地域の取組等に応じ、次の地域指定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 禁止地域 屋外広告物の掲出を原則禁止する地域

ら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可地域 知事の許可を受けることで屋外広告物の掲出ができる地域。 道では第1～6種の許可地域を設定。 ○ 広告景観優良地区 市町村により、良好な景観の形成をするために、特別な方策が特に講じられている区域や、地域住民により自主的な協定が締結されている区域 ○ 広告物活用地区 活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域 ○ 広告景観整備地区 良好な広告物等の新設、改修等を図ることが得に必要な地域で、屋外広告物条例の適用除外広告物を含めた誘導を行う必要がある地区。
---	---